

2013年11月27日

日本電信電話株式会社
代表取締役社長 鵜浦 博夫 殿

東日本NTT関連合同労働組合
執行委員長 奥山 信義

要 請 書

茨城県水戸市で現在 NTT 東日本-茨城社 113 サービスセンタ故障受付業務を行う派遣社員として働く沼田さんは、今まで臨時社員として4年、派遣社員として6年、同じ仕事をしていますが、時給は派遣元の社名が変更した3年前、1280円から1300円になっただけ。契約はずっと3ヶ月更新です。

「200万円の年収では生活設計ができない。結婚も考えられない」と言います。

今まで「登録型派遣で3ヶ月毎の契約更新、長期契約をしてほしい」「無期雇用にしてほしい」「何年働いても賃上げなし。時給を上げてほしい」「勤続年数に見合った手当の支給」「自宅からの通勤費の支給」「時間年休を認めてほしい」等の要求をしてきました。

組合としては、派遣を長期に使うのは不当であり、労働者保護を規定する法の趣旨から言えば正規雇用にすべきだと考えています。改正派遣法では3年の派遣期間を超えた場合、派遣法40条に則り直接雇用が義務付けられております。沼田さんは、元の臨時社員の時も含めれば実質的には10年を超えています。

このまま推移しますと、沼田 雅靖さんは、本年12月以降、113サービスセンターIP系受付業務が千葉県に集約されることに伴い11月末をもって契約が解除されます。

契約の解除は、労働者にとって職を失い路頭に迷うことであり生活の糧を失うことを意味します。

全ての業務を統括する親会社として、沼田雅靖さんの12月以降の仕事を確保するとともに、昨年(2012年)10月1日に改正された労働者派遣法「有期雇用の派遣労働者(雇用期間が通算一年以上)の希望に応じ有期雇用から期間の定めのない雇用(無期雇用)への転換努力義務」に則り、無期雇用へ転換をするよう要請します。

以 上